

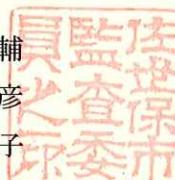
佐世保市監査委員公表第3号

フォローアップ監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、隨時監査（フォローアップ監査）を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和8年1月27日

佐世保市監査委員 宮崎祐輔
佐世保市監査委員 赤瀬隆彦
佐世保市監査委員 井上友子



教育委員会事務局及び文化スポーツ部 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 隨時監査（フォローアップ監査）

2 監査の対象 教育委員会事務局
教育総務部 総務課
学校教育部 学校教育課、学校保健課

3 監査の期間 令和7年1月26日（水）～令和8年1月21日（水）

4 監査の着眼点

- (1) 措置通知で回答された改善策は機能しているか
- (2) 収入事務は適正か（使用料等の算定、督促状の送付など）
- (3) 支出事務は適正か（時間外勤務手当の支給、概算払等の精算など）
- (4) 契約事務は適正か（登録外業者の取扱い、契約保証金の免除など）
- (5) 財産管理事務は適正か（備品の管理、公印の管理など）

5 監査の実施内容

令和7年度の財務事務において、前回監査（令和6年度）の指摘事項に対する措置状況の報告に基づき、関係帳簿及び書類の提出を求めて確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。（各課、前回の報告・公表事項があった事務を対象とした。）

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務につき、別記1のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令等に適合し、正確に行われていた。
なお、軽易な事項については記述を省略した。

7 指摘事項に対する所見

別記2のとおり

【指摘事項】(改善を要する事項)

[別記 1]

1. 収入事務

- ① 学校給食費において、佐世保市財務規則第 268 条の 2 第 1 項で「令第 171 条の規定による督促は、納期限後 20 日以内に文書を発して行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、督促状を 20 日以内に発していないものがあった。

(学校保健課)

2. 支出事務

- ① 使用料（資金前渡）において、佐世保市財務規則第 110 条第 2 項第 2 号で「…前渡金にあっては、その用件終了後 7 日以内に前渡金精算書を作成し、その支払いを証する書類を添付して…会計管理者に提出すること。」と規定されているにもかかわらず、精算をしていないものがあった。

(学校保健課)

3. 契約事務

- ① 佐世保市財務規則第 178 条（同規則第 165 条の規定を準用）後段ただし書の要件に該当しないにもかかわらず、同条で規定されている予定価格を記載した書面の作成を省略していた。

(学校教育課)

- ② 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第 7 条第 4 項で「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」（様式 2）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式 2 を作成せず業者選定伺いに添付していないものがあった。

(学校教育課、学校保健課)

- ③ 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第 32 条第 2 項で「発注課は、…再委託申請書（様式 3-1）により申請させなければならない。」、同条第 3 項で「発注課は、…内容を審査し、やむを得ないと判断した場合はこれを承認するものとし、再委託認定書（様式 3-2）により受注者へ通知するものとする。」と規定されているにもかかわらず、異なる様式で申請をさせ、承認通知を口頭で行っていた。

(学校教育課)

- ④ 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第 6 条第 7 項で「市内業者以外の者を指名するときは、別紙「市内業者以外の者を選定する理由書」（様式 1）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式 1 を作成せず業者選定伺いに添付していないものがあった。

(学校保健課)

4. 財産管理事務

- ① 佐世保市教育委員会公印規則において、附属機関の名称変更に伴う規則改正が行われておらず、当該附属機関の公印及び公印備品登録が旧名称のままになっていた。

(学校教育課)

【指摘事項に対する所見】

契約に関する基幹要綱に規定された再委託に係る手続きなどにおいて、基幹要綱の改正を担当者、管理職とも認識せず誤った事務処理を行っている。府内で発出される通知への遵守意識を高められたい。

また、学校教育課において、附属機関の名称変更に伴う公印規則の改正を行わないまま、旧名称の公印を使用し続けていたことは杜撰な管理と言わざるをえない。重要物品である公印の取扱いについての認識を改め、厳格な管理を行われたい。

他部局の定期監査において、繰り返し指摘がなされてきた事項と同様の不備が複数見受けられ、自己点検が十分ではなかったと言わざるを得ない。財務事務に係る業務の分担に応じた日常のリスク管理と内部統制の強化に十分留意すべきと考える。

以上